

**特殊車両通行 許可認定 申請書 (新規・更新)**

道路管理者

年 月 日

標茶町長 様

通行開始日	年	月	日
通行終了日	年	月	日

住所

会社名・氏名

代表者名

TEL

担当者名

TEL

車種区分	
車両番号等	車名及び型式
他 台	
他 台	

事業区分

積載貨物	幅	高さ	長さ
	cm	cm	cm
	品名		

軸種数	
-----	--

車両諸元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
	kg	cm	cm	kg	cm
	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重
	cm	cm	cm	kg	kg

通行区分	片道・往復・混在	通行経路数	
------	----------	-------	--

更 新 又 は 変 更 経 緯

申請内容	年 月 日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時					
前回					

**特殊車両通行 許可証 認定書**

標建設第 号

年 月 日

上記の通り 許可認定 する。ただし、別紙の条件に従うこと。

道路管理者

標茶町長 ㊟

許可証 認定書 の有効期間	自：	年	月	日
	至：	年	月	日

〔I〕 許可証又は認定書（以下「本証」という。）の取扱上の注意事項

1. 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
2. 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
3. 通行に際し、本証に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
4. 通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
5. 本証に記載されている車両諸元、通行経路等に変更があった場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。
6. 以上の各事項に違反した場合には、道路法の規定に基づき懲役又は罰金の刑に処せられることがある。

〔II〕 不服申立て又は処分の取消しの訴え

1. この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、標茶町長に審査請求することができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
2. この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、標茶町を被告として（訴訟において標茶町を代表する者は標茶町長となります。）提起することができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分に対して上記1の審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、その期間内であっても、その裁決の日からの翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。）。